

全 国 市 長 会
決 議

平 成 28 年 6 月 8 日
第 86 回 全 国 市 長 会 議 決 定

目 次

平成 28 年熊本地震への対応に関する決議……………	1
東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議……………	6
地震・津波・台風等防災対策及び 原子力安全・防災対策の充実強化に関する決議……………	10
地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議……………	13
都市税財源の充実強化に関する決議……………	15
持続可能で安定的な社会保障制度の構築に関する決議……	19

平成 28 年熊本地震への対応に関する決議

平成 28 年熊本地震は、熊本県から大分県にかけて依然として活発な地震活動が続いている。

被災地においては、死者・行方不明者などの人的被害や、多くの住宅が倒壊又は損壊する建物被害に加え、上下水道や道路、鉄道など生活関連のインフラにも甚大な被害が発生した。

地震発生から二ヶ月近くが経過する中、全国各地から人的・物的支援が届けられているが、依然として多くの住民が大変厳しい避難生活を強いられている等の状況にある。

国においては、被災地の状況をしっかりと踏まえながら、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・復興に向けた取組を強化、加速していただくとともに、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 被災者の避難生活の支援について

- (1) 食料をはじめ各種の生活必需品については、被災者が良好な避難生活を送るうえで十分な量を安定的かつ継続的に供給できるよう、必要な経費について特段の財政措置を講じること。
- (2) 長期間の避難生活を余儀なくされている被災者のプライバシーの確保に配慮するなど、生活環境の改善に向けて必要な経費について特段の財政措置を講じること。
- (3) 被災した高齢者、障害者、妊産婦及び子ども等に対して、心身の健康管理や医療等の支援体制を確立するとともに、感染症予防等の生活衛生対策についても必要な措置を講じること。

2. 被災者の生活再建の支援について

- (1) 応急仮設住宅の入居希望者全員が早期に住居を確保できるよう、災害救助法の弾力的な運用を行うこと。
- (2) 被災地の実態に鑑み、被災者生活再建支援金の支給適用要件の緩和や被災住宅

の応急修理の上限額を引き上げるなど、制度の拡充を図ること。

- (3) 被災者に対する就業支援及び雇用創出を行うなど、万全の雇用対策を講じること。

3. 被災児童・生徒等の教育支援について

- (1) 被災した児童・生徒等に対して、心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、スクールカウンセラーの派遣や教職員の特例的な配置など、特段の措置を講じること。
- (2) 被災により就学が困難となった児童・生徒等に対して、学用品費等の就学援助のほか、通学手段の確保に要する経費及び授業料の負担軽減を行うなど、特段の財政措置を講じること。

4. 生活関連インフラの早期復旧に向けた支援について

- (1) 上下水道、道路、橋梁等の生活関連インフラの全面的な早期復旧に向け、財政的な支援を含め特段の措置を講じること。特に、今回被害を受けた箇所については、原形復旧ではなく、より防災性を高めた復旧を早急に行うこと。
- (2) バスや鉄道等の公共交通機関の復旧並びに今後の安定的な経営に要する経費に対して、事業主体を問わず十分な財政措置を講じること。

5. 災害廃棄物の処理支援について

- (1) 震災で生じた大量の災害廃棄物を早急に処理するため、必要な仮置場について国有地を提供するなどの措置を講じるとともに、使用した仮置場の原状復帰に要する費用については、全額国の負担とすること。
- (2) 被災したごみ処理施設やし尿処理施設の早期復旧に向け、緊急仮復旧及び本格復旧に要する費用に対して、特段の財政措置を講じること。

6. 復旧・復興及び防災・減災対策への財政支援等について

- (1) 被災地の復旧・復興に必要な財源を全額確保し、地域の実情に応じた財政需要に対して、確実に対応すること。また、甚大な被害に鑑み、特別な立法措置も含め、東日本大震災を踏まえた特段の財政措置を講じるとともに、補助申請にかかる事務手続きを極力簡素化するなど、柔軟な対応を図ること。
- (2) 行政体制や行政機能に支障が生じている被災自治体に対して、事務職や土木・

建築等の技術職の職員派遣等の人的支援が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣体制の整備に努めること。

- (3) 復旧・復興対策に係る人的・物的な支援や避難者の受け入れなどに取り組む自治体に対して、特段の財政措置を講じること。
- (4) 梅雨や台風時期を控えており、復旧及び二次災害の防止に向け実施する河川堤防の強化、土砂災害対策、治水対策等に要する費用に対して、特段の財政措置を講じること。
- (5) 被災により診療機能の一部または全部を失った公的医療機関について、運営資金の確保、震災からの地域医療再生に向けた助成制度の創設及び企業債の弾力的な運用など、特段の財政措置を講じること。
- (6) 被災した老人福祉施設、介護事業所及び障害者施設等について、今後の事業継続のため、居宅介護・重度訪問介護以外のサービス、避難所での安否確認及び支援について報酬上の評価を行うなど、震災に伴う休業補償を行うこと。また、施設の復旧に要する費用に対して、特段の財政措置を講じること。
- (7) 被災した学校施設等の復旧について、原状回復だけではなく、今後、指定避難所として使用することを念頭に、耐震性や防災機能の強化のほか、夏季や冬季でも対応できるような環境整備を踏まえた建替や機能向上等についても財政的支援を充実するよう、特段の措置を講じること。
- (8) 被災した庁舎等は災害対応の中心的機能を有することにかんがみ、代替施設への機能移転について必要な財政措置を講じるとともに、建替については、原状復旧にとどまらず、耐震性や防災機能を強化する整備費用に対しても、緊急に特段の財政措置を講じること。
- (9) 教育・文化施設等の公共施設の耐震化等、防災・減災対策に要する費用に対して、特段の財政措置を講じること。

7. 農林水産業の復旧・復興支援について

- (1) ため池、排水機場等の農業用施設や農地、漁港等の災害復旧事業については、梅雨や台風時期を控えていることから、応急措置を含め早期の事業完了に向けて、特段の措置を講じるとともに、本格的な復興に対応する予算の確保や補助率のかさ上げ等についても、特段の財政措置を講じること。
- (2) 災害復旧事業の申請にあたっては、査定前着工について柔軟に対応するとともに、測量設計費をはじめとする調査費の採択要件の緩和や事務手続きの簡素化な

ど、早期復旧に向けて特段の措置を講じること。

- (3) 地域農業の中核施設である野菜選果施設やカントリーエレベーター等の早期復旧に向けて農林水産業共同利用施設被害復旧事業の予算を十分に確保するとともに、収穫野菜を出荷するために査定前に実施した施設修理に要する費用を補助対象とするなど、弾力的な運用を行うこと。
- (4) 被災農家が営農を再開できるよう、経営体育成支援事業については、必要な予算を十分に確保するとともに、補助率のかさ上げを行うほか、被災施設の耐震性等の機能強化や復興に向けた規模拡大に要する費用を補助対象とするなど、制度の拡充を図ること。
- (5) 事業継続が困難な農林漁業者に対して、政府系金融機関による金融対策や専門家の派遣を行うなど、経営再建に向けて特段の措置を講じること。

8. 中小企業等の復旧・復興支援について

- (1) アーケード等の商店街共同施設の早期復旧及び商店街等が実施する復興支援イベント等に要する費用に対して全額助成するなど、特段の財政措置を講じること。
- (2) 被災した製造業やIT関連産業、コールセンター等のオフィス系企業、クリエイティブ産業等の施設や設備等の早期復旧に対し、新たな補助制度を創設すること。
- (3) 事業継続が困難な中小企業者等に対して、事業継続や経営再開に向けた金融面・税制面の優遇措置、震災で失った取引機会の創出など、特段の措置を講じること。また、信用保証協会の保証枠について、一般枠及び既存の特別枠に加え、震災の影響を受けている企業全般が利用できる新たな保証制度を創設すること。
- (4) 事業活動の縮小や休業を余儀なくされた事業所の雇用維持を図るため、雇用調整助成金の支給要件を緩和するなど、地域雇用の維持に向けて特段の措置を講じること。

9. 観光産業の復興、観光客回復に向けた支援について

- (1) 宿泊客の予約キャンセル等が相次いでいる九州の旅館及びホテル等並びに観光施設に対して国税を軽減免除するなど、経営困難に陥ることがないように特段の措置を講じること。
- (2) 風評被害を防止するため、国内外に正確な情報を発信するとともに、誘客キャンペーンを積極的に支援するなど、観光客を一日も早く九州に呼び戻すための観

光復興対策を講じること。

10. 文化財等の早期復旧に向けた支援について

- (1) 国所有の特別史跡熊本城跡の石垣・重要文化財建造物の修復については、国直轄事業として行い、復元建造物等の修復については、特段の措置を講じること。また、阿蘇神社の楼門等の国指定重要文化財等の修復については、特段の財政措置を講じること。
- (2) 震災により損壊した熊本県・大分県の指定文化財等の修復については、財政措置や専門家の派遣など全面的な支援を行うこと。

以上決議する。

平成 28 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会

東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

東日本大震災から5年が経過し、被災した地域が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

国においては、本年3月に平成28年度からの5年間を「復興・創生期間」と位置づけた復興の基本方針を決定したところであるが、被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組を一層加速していくためには、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等、さらなる取組が必要である。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組まねばならない。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、復興の進捗に応じ、復興交付金や震災復興特別交付税などの財源を確実に措置すること。
また、復興交付金を地方創生のモデルとなる取組にも活用できるよう、被災地の自立につながる取組や避難解除等区域等と連携して取り組む事業など、被災地が必要と考える取組に柔軟に対応すること。
- (2) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。
- (3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。
- (4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。
- (2) 被災者の生活再建を支援するため、国民健康保険及び介護保険の保険料等の免除・減免措置について、全額財政支援措置を講じるとともに、震災の影響による医療費増加に伴い、市町村の負担が増加するが、国民健康保険財政が円滑かつ健全な運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、申請期間及び事業実施期間を延長するなど柔軟な制度運営を行うこと。
- (2) 事業復興型雇用創出助成金について、雇用のミスマッチによる人手不足の慢性化、事業用地の整備に時間を要していることから、支援の継続と予算の拡充を図ること。
- (3) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の拡充・構築を図ること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率嵩上げ措置の期間について、全国画一的に終了するのではなく、被災地域の実情に応じて嵩上げ期間を延長すること。
- (2) 復興道路や復興支援道路等については、財源を十分確保し、整備方針に基づく着実な事業実施により、早期に全線開通を図ること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業について、国庫補助要件の拡充を図るとともに、幹線路線バスに対する特例措置を延長すること。
また、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。
- (4) 湾口防波堤等の復旧予算を確保し、地方負担への財政支援を講じ、早期復旧、整備促進を図るとともに、海岸堤防について早期復旧を図ること。
- (5) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及

び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。

5. 福島第一原子力発電所事故への対応について

- (1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、全額国費負担により強力に推進すること。
また、都市自治体が行き組む原子力災害からの復興に係る施策を推進するため、福島再生加速化交付金等の対象事業や対象地域等の拡大など原発事故に関する対応への財政措置を充実すること。
- (2) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。
なお、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。
- (3) 福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。
- (4) 原発事故に伴う損害賠償については、放射性物質対策に自治体が要した費用の賠償請求に対し、迅速に支払いに応じるよう東京電力に対し強く指導すること。
- (5) 商工業等に係る営業損害賠償については、被害者が今なお原発事故により受けた困難に直面していることを踏まえ、原子力損害賠償審査会が示した「中間指針第二次追補」に明示されているとおり、事業者等が従来と同様の営業活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続するよう東京電力に対し強く指導すること。
- (6) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子どもたち、高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。
- (7) 原発周辺地域においては、居住環境が大きく変化し、治安悪化に対する地域住民の懸念や不安が高まっているため、警察官の増員による治安維持活動を強化するとともに、その人的配置に係る財政措置を充実すること。
- (8) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる風評については、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

(9) 被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少や捕獲鳥獣の処理に係る狩猟者の負担及び焼却施設の不足等により、その被害が深刻化していることから、狩猟者の確保と処分効率化について、必要な対策を早期に講じること。

また、電気柵の設置等の被害防除や緩衝地帯の環境整備など被災地における鳥獣被害防止対策を充実するため、必要な財源を確保するとともに、広域的な視点から国・県が連携して支援すること。

以上決議する。

平成 28 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会

地震・津波・台風等防災対策及び 原子力安全・防災対策の充実強化に関する決議

先般発生した平成 28 年熊本地震においては、多数の死者・負傷者等の人的被害のほか、家屋の損壊や住家被害により、地域住民の生活に甚大な被害をもたらした。

我が国は、地理的条件等から、大地震、大型化する台風、頻発する集中豪雨・土砂災害、活発化する火山活動、竜巻等の突風、記録的な大雪等、数多くの災害に見舞われてきた。また、切迫性が指摘される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生も懸念されており、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。これらの災害から、可能な限り被害を最小限に抑止し、国民の生命と財産を守るためには、ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策をより一層進めていくことが急務である。

また、東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を引き起こした。国は、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう原子力安全・防災対策に万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、地震・津波・台風等防災対策を推進するとともに、原子力発電所の安全・防災対策の充実を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

1. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 日本海側及び太平洋側における地震・津波に関する被害想定調査を早急に実施するとともに、地域防災計画の見直し、都道府県単位での広域防災拠点施設の整備、市町村単位での防災拠点施設の整備及びハザードマップの整備等、防災対策の推進について支援措置を講じること。
- (3) 津波対策等として、防潮堤等を早期整備するとともに、企業や住宅、公共施設等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和、土地収用等の課税の特例の対象拡大など地域の実情に応じた法令整備を図ること。

- (4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の津波避難対策特別強化地域における防災対策推進に係る事業の所要財源を確保すること。
- (5) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

2. 台風・集中豪雨対策の充実強化について

- (1) 土砂災害防止法の警戒区域における砂防施設の整備を促進すること。
- (2) 河川堤防の強化や河川保全区域制度の適切な運用など水害に関する防災対策の強化を推進すること。
- (3) 気象観測体制の充実強化を図るとともに、局地的な豪雨をより正確に予測できる予報システムを構築すること。
また、特別警報の発表については、市町村単位など限定された地域で行うよう見直すこと。

3. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。
- (2) 教育・文化施設等の公共施設や都市基盤施設、民間住宅等の耐震化事業等、防災・減災に係る諸事業を推進するために、財源措置を拡充・強化すること。
- (3) 住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置をさらに拡充すること。
- (4) 地域防災力の中核として位置付けられる消防団活動への支援として、団員処遇及び活動のための装備の改善、資機材の確保等に関わる具体的な財政上の措置を講じること。
- (5) 災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建て替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。
- (6) 平成 28 年度で終了となる緊急防災・減災事業債について、継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。

4. 発災時の支援対策の充実強化について

被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

5. 原子力安全・防災対策の充実強化について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じることにより、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

- (2) 関係地方公共団体が策定する地域防災計画及び避難計画については、その実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

以上決議する。

平成 28 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会

地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできており、また、近年ではそれぞれの地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策に鋭意取り組んでいるところである。

政府は、地方創生の推進に向け、4月には、地域再生法の改正により、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税等を創設し、6月には、総合戦略の実現を図るための具体的な方向性を「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」としてとりまとめている。

しかしながら、地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、徒に地域間の競争を招かないよう公平な条件を整えた上で、国・都道府県・市町村等がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

このような観点から、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策について、その果たすべき責務を法令等で明確にした上で、実効性のある取組を早急に実施すべきである。あわせて、国と地方の協議の場の実効性の確保、地方の提案に基づく権限移譲等の推進、義務付け・枠付けの見直し、役割分担に見合った税財源配分の実現など、地方分権改革についても、より一層推進すべきである。

また、平成27年における合計特殊出生率（概数）は1.46と前年より微増したものの、その水準は依然として低く、平成27年国勢調査の人口速報による我が国の人口は、初めて減少に転じた一方、住民基本台帳人口移動報告による首都圏への転入超過は約12万人（対前年比1万3千人増）と、依然拡大が進んでいる。政府は、子育てのしやすい環境を積極的に整備し、国全体での自然増の底上げを主導的に進めるとともに、地方の人口流出に歯止めをかけるため、危機感を持って地方回帰・定着を促進するための抜本的な対策を講じるべきである。

特に、首都圏への転入者に占める若者の割合が高いことをかんがみ、地方大学等が

地方に若者を留める受け皿となっていることから、卒業後の地方における就職・定住につなげるため、地方大学等の運営基盤の充実を図るとともに、地元企業に対するインターンシップの充実や地元回帰等に係る奨学金免除制度の拡充など、首都圏の若者に対する地方への就職支援策の一層の拡充が求められる。

よって、国は、地方創生の取組が国民運動的に展開されるよう、国民の関心を高める広報・啓発活動をより一層充実し、分権型社会の実現に向けた積極的な取組を行うとともに、地方が創意工夫により、多様な主体と連携を図りながら、地方への移住定住政策をはじめとする地方創生に資する取組を安定的に実施できるよう、必要な措置を積極的に講じられたい。

以上決議する。

平成 28 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、急速に進行する少子・高齢化社会に対応した福祉・医療サービスの充実や地域経済の活性化、さらには多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など、様々な課題への対応に必要となる財政需要は増加する一途にある。

その一方で、全国の地方自治体においては、これまでも徹底した行財政改革に取り組んできたところであるが、なおも巨額の財源不足が続く極めて厳しい状況にある。

このような中、我々都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組をはじめとする新たな行政課題に的確に対応するためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

現在、国においては、地方税収の増加を背景に余剰財源を国の債務縮減に充てるべきとの議論がなされているところであるが、前述のとおり、地方財政は今もなお巨額の財源不足が生じており、また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、都市行政が国民生活のために果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化に向け、下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

(3) 「社会保障・税一体改革」は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。基礎自治体においては、既に子ども子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これら施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、消費税（国・地方）の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、確実に代替財源を確保すること。

(4) 固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税については、現行制度を堅持すること。

なお、平成28年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長は断じて行わないこと。

(5) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

(6) 平成29年度税制改正で結論を得ることとされた車体課税の見直し、特に、自動車重量税の見直しに当たっては、その税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、都市財政運営に支障が生じることのないよう、慎重に検討すること。

2. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

(1) 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

- (3) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 28 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。

3. 財政健全化に向けた歳出改革

- (1) 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

特に、義務教育職員給与など地方財政法第 10 条の国庫負担金については、国が義務的に支出しなければならない経費であることから、P D C A サイクルという名の下に一方的な削減は行わないこと。また、国庫支出金に対し、いわゆるパフォーマンス指標を設定してその配分に反映するようなことは行わないこと。

- (2) いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。特に地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意すること。

- (3) 都市自治体においては、更なる歳出効率化に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組んでいるところであるが、これらが円滑に進められるよう、十分な財政措置を講じること。また、統一的な基準による地方公会計の整備の促進についても、適切な財政措置を講じること。

- (4) 現在の市町村の教育現場は、発達障害等の特別な配慮を必要とする児童生徒が増加する等、課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、国においては、市町村がこれらの課題に対処できるよう教職員等の人材と財源の充実確保を図ること。

特に、人口減少・少子化と厳しい財政状況の中、地方においては公教育の充実に取り組んでおり、小中学校の教職員の加配定数の増加は、そうした取組みの反映である。このような実情を勘案することなく、国の財政健全化目標の達成のために、加配定数を含む教職員定数の在り方を見直して教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねないので、決して行うべきではないこと。

国は教育現場を預かる地方自治体と丁寧に協議し、協調しつつ、取組みを進めること。

以上決議する。

平成 28 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会

持続可能で安定的な社会保障制度の構築に関する決議

我が国は、これまでどの国においても経験したことのない人口減少社会に直面しているところであり、社会保障制度の持続可能性を確保し、将来世代に確実に引き継いでいくための改革に全力で取り組むことが求められている。

このような中、政府は、社会保障の機能強化・維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すべく、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年 12 月）等を制定し、「社会保障・税一体改革」に取り組んでいる。

我々都市自治体は、社会保障は国との信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと認識し、地域の実情に即した諸施策を実施し、懸命の努力を傾注しているところである。

よって、国は、都市自治体が社会保障の最前線において中心的役割を果たしていることにかんがみ、持続可能で安定的な社会保障制度を構築すべく、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 社会保障に係る安定財源の確保について

(1) 子育て支援、医療、介護等の社会保障の充実を推進し、持続可能な社会保障制度を構築するため、所要の安定財源を確実に確保すること。

既に、都市自治体においては、「社会保障・税一体改革」の一環として、子ども・子育て支援新制度をはじめとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んでおり、これら都市自治体を実施する社会保障施策に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

(2) 都市自治体においては、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、安定的な財源を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政

基盤を強化するため、平成 27 年度から実施された保険者支援金の公費拡充及び平成 29 年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費の投入を確実に継続して実施すること。

また、今後も引き続き医療費の増加が見込まれることから、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

3. 介護保険制度について

- (1) 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。
- (2) 介護人材の確保が困難を極め、労働力人口が減少していく中、安定的に介護人材を確保していくため、介護職員の処遇改善等の抜本的な対策に早急に取り組むとともに、キャリアパスの確立等の施策を強力に推進すること。
- (3) 社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための 1,400 億円は確実に確保すること。

4. 子育て支援等について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて 1 兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2) 現在、すべての都市自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している都市自治体に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すること。また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設すること。
- (3) 待機児童解消に向け、保育士の処遇改善等の対策を強化すること。また、すべての施設が安定的に運営できるよう公定価格を適切に設定するとともに、保育所等施設整備交付金については、十分な財政措置を講じた上で、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。さらに、幼稚園等の認定こども園への移行を促進するため、施設の収入面での不安や新制度移行に伴う事務負担増大等の懸案事項の解消を図る措置を講じること。

- (4) 子ども達の将来がその家庭の事情等に左右されてしまうことがないように、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、教育を受ける機会の均等を図るとともに、生活の支援、保護者への就労支援等を行うことにより、子どもの貧困対策を更に総合的に推進すること。

5. 生活保護制度等について

- (1) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

- (2) 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、事業実施に必要な人材の育成や法人・民間団体等の参入を促進するための更なる措置と併せ、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

以上決議する。

平成 28 年 6 月 8 日

全 国 市 長 会